

令和7年度 良質な景観誘導手法に関するアンケート調査結果

令和8年2月
建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会

今年度、全国の景観行政団体を対象に実施したアンケート調査の結果を報告します。

●アンケートの実施概要

- 対象：全国の景観行政団体（都道府県・市区町村）
- 実施期間：令和7年9月～12月
- 実施方法：各景観行政窓口へのメール及び郵送によるアンケート実施案内の送付、WEBフォームによる回答（WEBフォームによる回答ができない自治体については、メールによる回答）
- アンケート回答数：508件（送付803件：回答率61.2%）

●アンケート設問の構成

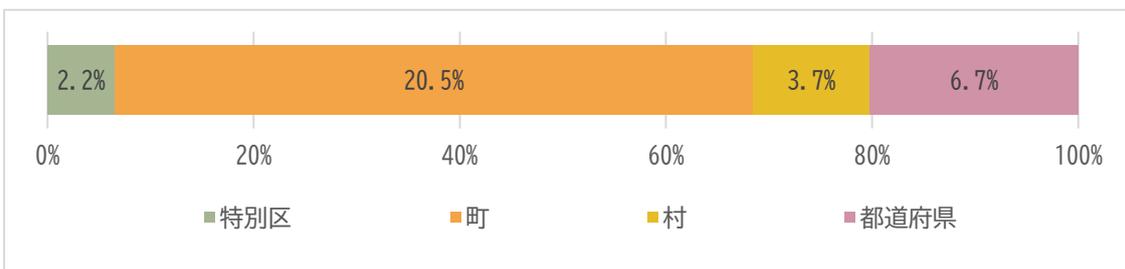
- ①基本事項について
問1：自治体名・担当課名、連絡先
- ②景観に関する協議の取組状況について
問2～15：現在の景観に関する協議の運用状況、デザイン調整に関する協議・工夫等の実施状況 など
- ③良好な景観形成に向けた意向・ニーズ
問16, 17：良好な景観形成のために行政ができること、効果的な景観協議の仕組みづくりのために知りたいこと
- ④自由意見
問18：当協議会の取組みに関するご意見・ご要望

実施結果

問1 回答自治体の都道府県・市区町村の内訳

- 市が約7割で最も多く、町村を含めて約9割となっている。
- その他は、特別区が11件、都道府県が34件となっている。

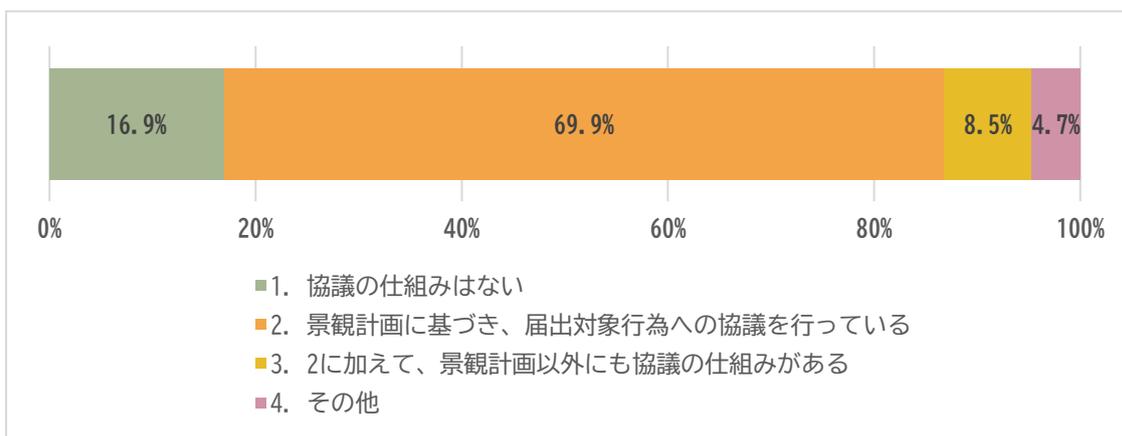
項目	集計	割合
特別区	11	2.2%
市	340	66.9%
町	104	20.5%
村	19	3.7%
都道府県	34	6.7%
回答数	508	100.0%
アンケート送付数	830	
回答率	61.2%	



問2 現在の景観に関する協議について、貴自治体の運用状況を教えてください。
【どれか一つ】

- 「2. 景観計画に基づき、届出対象行為への協議を行っている」が多くを占めているが、「2に加えて、景観計画以外にも協議の仕組みがある」という自治体も8.5%見られる。

項目		集計	割合
1. 協議の仕組みはない	→問16へ	86	16.9%
2. 景観計画に基づき、届出対象行為への協議を行っている	→問3へ	355	69.9%
3. 2に加えて、景観計画以外にも協議の仕組みがある	→問3へ	43	8.5%
4. その他	→問3へ	24	4.7%
回答数		508	100.0%



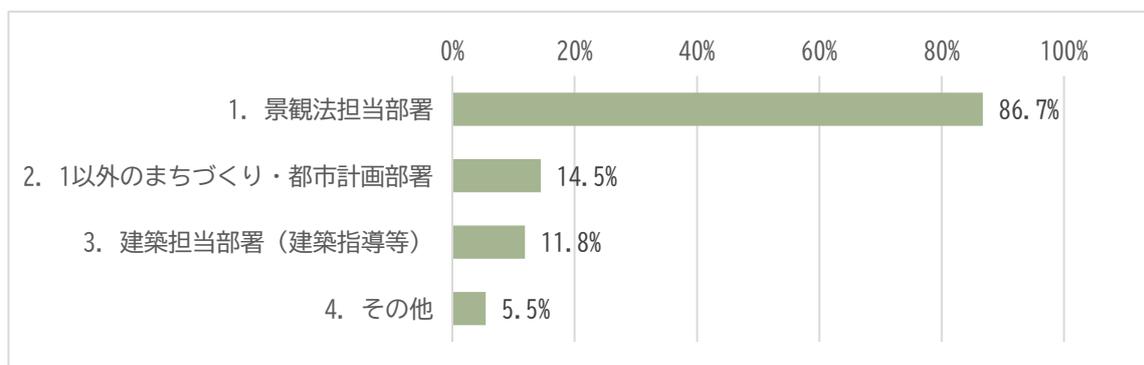
【その他の回答】

- 北海道は届出対象行為に係る事業者や設計者との協議の仕組みはありませんが、事前相談を受付けています。
- 県条例（景観法施行前の独自条例）に基づく届出に関する事前協議・相談を行っている。
- 協議の仕組みについて現在計画中
- 県条例で定める事前に届出が必要な行為（大規模行為等）に関し、届出に先立って県条例を運用する各市町が必要に応じて協議を設けることがある。（法的な強制力はない。）
- 本県の景観計画において、景観法第15条の規定に基づく「景観協議会」の位置づけはありますが、これまで景観協議会を組織した実績はありません。
- 小田原市景観条例に基づき、景観評価員を設置し、周辺環境への影響が大きい建築物や公共施設について意見交換を行っている。
- 湯梨浜町では、景観計画区域内における行為の届出を行うまでに、景観計画に関する資料閲覧や、基準についてのアドバイス・相談等の事前協議を任意で行っている。
- 条例や計画において協議は義務付けていないが、早めの相談を呼びかけ、電話や窓口、メール等で協議の依頼があった場合は適宜対応している。
- 歴史的景観に関して協議の仕組みがある
- 大多喜町歴史的景観条例、大多喜町歴史的景観条例施行規則で届出対象行為を定めており、届出は大多喜町役場商工観光課で受理し、課内協議する。
- 行橋市景観協議会
- 景観計画を策定中
- 必要に応じて、届出等に係る協議を行っている。
- 大分県広域景観協議会
- 届出対象行為の他、希望があれば、届出対象に満たない建築物等の協議も行っている（事前相談制度）。
- 富良野市景観条例、富良野市景観地区条例
- 建築物の建築等の大規模な行為（延床面積500㎡以上、又は高さ3階以上の建築等に関する行為）については、事前協議を実施している。
- 佐賀県美しい景観づくりアドバイザー・景観まちづくりに関する様々な分野の専門家にアドバイザーとして、登録していただき、公共事業の設計の際に、景観の観点からアドバイスを受けたり、県内市町の景観計画策定の際にアドバイスを受けたりしている。
- 景観条例に基づき、届出対象行為への協議を行っている
- 大規模建築物の建築等に係る事前協議（延べ床面積が3000㎡以上の民間の案件を対象とし協議を行っている）、公共施設の整備に係る事前協議（杉並区が行う公共施設の整備（景観計画で定めた対象行為）を対象とし協議を行っている）
- ①景観計画における特定の特別区域（いわゆる重点地区）の景観形成基準の但し書きを適用し届出しようとする際の事前協議を景観条例で定めている。②屋外広告物条例に基づき、一定規模以上の屋外広告物の許可を受けようとする際の景観面の事前協議を定めている
- 草津市景観アドバイザー協議
- 三島市景観審議会。三島市景観条例第45条から第47条の規定に基づき、市長の諮問に応じて審議する。
- 「景観に及ぼす影響に関する協議」（景観の形成等に関する条例※第24条）景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等について、事業者と行政の間で協議を行い、景観の形成を図る制度
（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/documents/daikibokyougitebiki.pdf>）
「景観影響評価制度」（同条例第27条の2の9）…地域特有の自然景観や都市景観との調和が特にもとめられる建築物等について、計画段階から住民の意見を聴くなどの手続きを通じて良好な景観形成を図るための制度。（https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000027.html） ※景観法に基づかない独自の条例

問3 問2において「2」～「4」を回答した方
 景観に関する協議について、調整の対象となる部署を教えてください。
 【複数回答可】

- 「1. 景観法担当部署」が9割近くを占めているが、「1以外のまちづくり・都市計画部署」「建築担当部署（建築指導等）」も1割以上みられる。

項目		集計	割合
1. 景観法担当部署	→問4ハ	366	86.7%
2. 1以外のまちづくり・都市計画部署	→問4ハ	61	14.5%
3. 建築担当部署（建築指導等）	→問4ハ	50	11.8%
4. その他	→問4ハ	23	5.5%
回答数		422	—



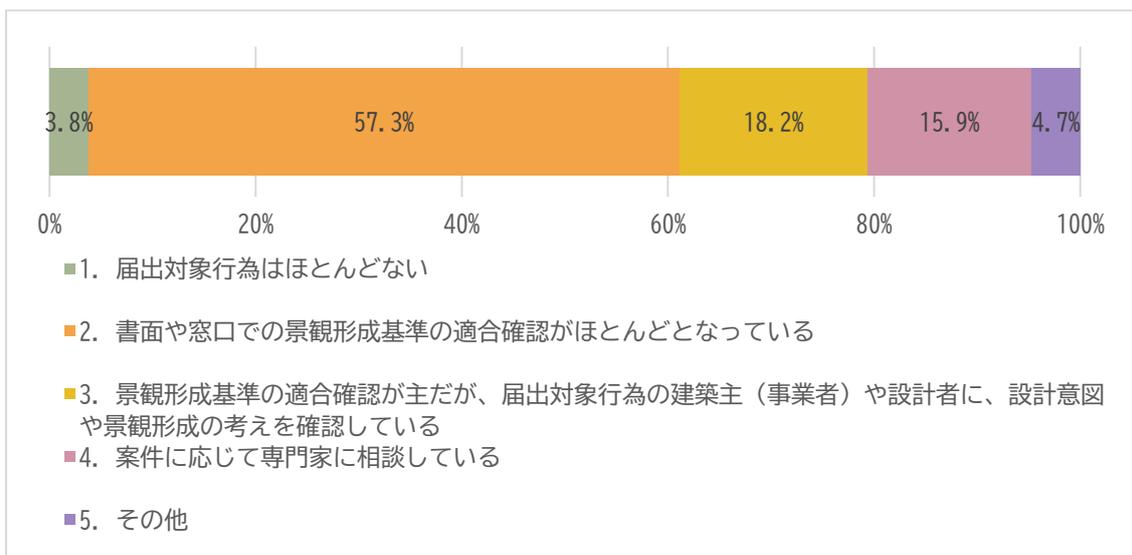
【その他の回答】

- 農林水産課、道路公園課
- 緑化計画担当部署
- 庁内特定部署との協議は行っていません
- 発注所管課・設計担当課、届出対象行為の建築主、設計者
- 岐阜県各務原市（木曽川景観協議会事務局）。木曽川景観基本計画の区域内において、届出対象の行為について、確認・協議を行う。
- 県条例を運用する各市町の都市計画部署が必要に応じて県に依頼する。
- 県内の景観行政団体以外の市町村
- 景観法と建築関連を担う都市計画課で担当する
- 案件に応じて、公園緑地部門や土木部門などと調整を行うことを想定
- ただし、建築指導と景観法に基づく審査を行う部署が同じである。
- 公共施設所管課
- 案件によっては道路管理、水産、農林担当など関係部署へ協議
- 商工観光課
- 世界遺産及び観光担当部署
- 役所外の土木事務所の担当部署
- 建設課
- 環境課（国定公園関係）
- 庁舎内他部署
- 文化財担当部署
- 環境保全部署、道路管理担当部署、農地管理部署、文化財関連部署、観光部署
- 景観指導担当
- 協議手続きのみ開発指導課。それ以外は都市計画課
- まちじゅう博物館推進課、文化財保護課、観光課花と緑の推進室
- 有識者、大学、鳥取県、地域住民、観光協会、地元企業など

問4 問2において「2」～「4」を回答した方
 景観の届出対象行為に対する現在の協議・調整の状況として当てはまるものは
 どれですか。【どれか一つ】

- 「2. 書面や窓口での景観形成基準の適合確認がほとんどとなっている」が6割近くを占めているが、「3. 景観形成基準の適合確認が主だが、届出対象行為の建築主（事業者）や設計者に、設計意図や景観形成の考えを確認している」「4. 案件に応じて専門家に相談している」がそれぞれ2割弱見られる。

項目		集計	割合
1. 届出対象行為はほとんどない	→問14へ	16	3.8%
2. 書面や窓口での景観形成基準の適合確認がほとんどとなっている	→問5へ	242	57.3%
3. 景観形成基準の適合確認が主だが、届出対象行為の建築主（事業者）や設計者に、設計意図や景観形成の考えを確認している	→問10へ	77	18.2%
4. 案件に応じて専門家に相談している	→問6へ	67	15.9%
5. その他	→問10へ	20	4.7%
回答数		422	100.0%



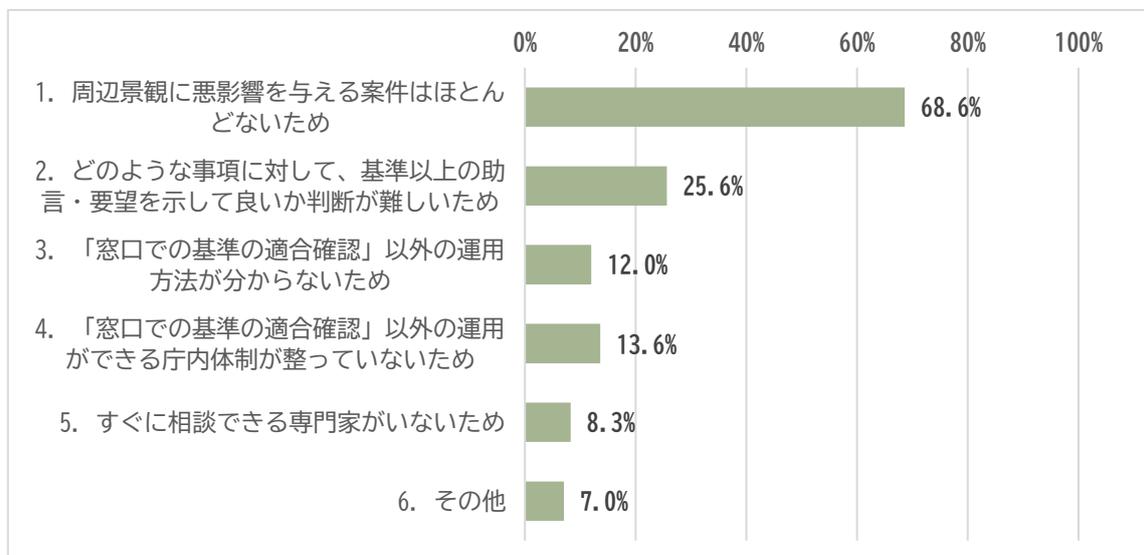
【その他の回答】

- 計画中のためまだ協議・調整を行っていない
- 必要に応じ、各市町もしくは県が景観アドバイザーに相談する。
- 景観法の届出の受理等は市町村に権限を移譲しています。また、問2で回答したとおり、現在、協議の実績はありません。
- 届出や認定申請の内容に疑義がある場合は補正等の協議を行っている
- 芦屋市は市域全体を景観地区に定めているため、届出ではなく認定申請が必要となる。
- 案件に応じて、景観審議会と協議している
- 景観計画は令和6年度に策定済みであるが、届出制度は令和7年10月に運用開始する予定であるため、現時点では該当無し。
- 『関西文化学術研究都市（京都府域）における建築物等の整備要綱』に基づき協議を行い、また関係市町および景観部会にも意見を確認している。景観上支障がない計画と認められた場合に、景観法の届出等の手続きに移っている。
- 景観計画を策定中
- 事前協議書の提出までで届出が完了するケースが多い
- 3,4のどちらにも該当している
- 調整までは行わず情報共有に留まる
- 届出対象行為のすべての案件を一度専門知識のあるアドバイザーに見ていただいている。また、事前相談制度にて、届出前にアドバイザーに確認をすることもできる。
- 書面や窓口での景観形成基準の適合確認も行っているが、一定規模以上の建築行為等や、公共施設の整備・改修等は、市外部委員で構成される組織に助言及び提案などを求めている。
- 条例に定める様式に従って書面を提出いただき、内容を審査している
- 届出対象行為に当てはまる場合は、協議申出書の提出を求めている。
- 届出対象行為がない仕組みである。
- ①これまでに協議実績はない ②景観法に基づく届出対象行為に対する協議ではないが、良好な景観の形成及び風致を害し、並ぶに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものかどうかを確認し、案件に応じて専門家に相談している
- 景観特別地区内の行為については、景観専門委員会を開催し建築主、設計者と景観協議を行っている。それ以外の地区においては案件に応じて景観専門委員会の意見を伺っている。
- 届出対象行為に該当する案件は全て対面協議を行っている

問5 問4において「2」を回答した方
 窓口での基準の適合がほとんどとしている要因として当てはまるものはどれですか。
 【複数回答可】

- 「1. 周辺景観に悪影響を与える案件はほとんどないため」が最も多いが、次いで「2. どのような事項に対して、基準以上の助言・要望を示して良いか判断が難しいため」が多くなっている。

項目		集計	割合
1. 周辺景観に悪影響を与える案件はほとんどないため	→問13へ	166	68.6%
2. どのような事項に対して、基準以上の助言・要望を示して良いか判断が難しいため	→問13へ	62	25.6%
3. 「窓口での基準の適合確認」以外の運用方法が分からないため	→問13へ	29	12.0%
4. 「窓口での基準の適合確認」以外の運用ができる庁内体制が整っていないため	→問13へ	33	13.6%
5. すぐに相談できる専門家がいないため	→問13へ	20	8.3%
6. その他	→問13へ	17	7.0%
回答数		242	—



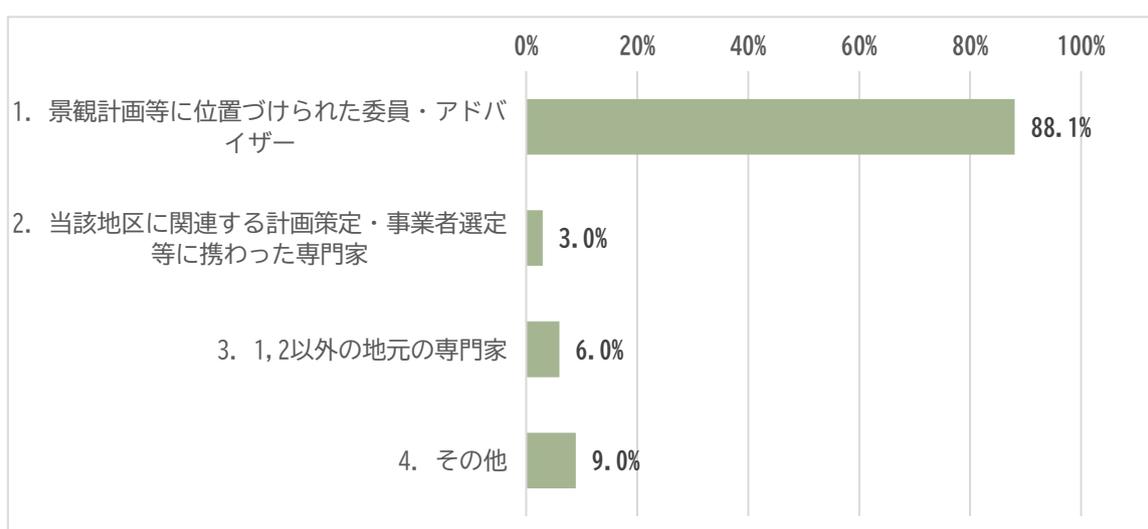
【その他の回答】

- 景観形成基準に適合するよう助言・指導を行い、基準に適合しない場合は一部適合として継続協議をお願いしている。
- 関連書類の内容確認により、景観形成基準に配慮した行為となっているか客観的に確認できるため。
- 条例規定していないが届出に関する問い合わせ対応の一環として行っている簡易な取り組みのため。なお、要望があれば専門家（景観アドバイザー制度）を紹介する。
- 事前相談があった際に説明しているため
- 景観計画に定められた景観形成基準を遵守いただいているため
- 適合しているため
- 基本的に運用マニュアルに基づく指導で対応できているため。専門知識が必要な案件についてはアドバイザーに相談する。
- 必要に応じてメールのやり取り等で確認している。
- 人員不足のため、問4の選択肢「3」や「4」のようなことが、やりたくてもできない状況。
- 書面や窓口において、景観条例にもとづく基準に適合するように対応しているため。
- 書面のほか、メールによる協議にも応じています
- 町の景観条例に定める基準の範囲内の外観整備であるかを審査する必要があり、審査は書面及び窓口での聞き取りで十分なため。
- 届け出について郵送で可としている
- 届出前に事前協議を行い、窓口で各基準に対してどのように配慮したのかを協議しているため。
- ほとんどの案件において、事業者様が景観計画に配慮・適合した内容で提出していただき、追加の協議を行う必要がないため。
- ガイドラインを作成し、基準を明確にしているため
- 書面や窓口の対応で問題ないため。
- 景観形成基準に適合した計画で事業を進める事業者がほとんどであるため。

問6 問4において「4」を回答した方
 相談する専門家の選定方法として当てはまるものはどれですか。
 【複数回答可】

- 「1. 景観計画等に位置づけられた委員・アドバイザー」が9割近くとなっており、その他の専門家を選定している自治体は限られる。

項目		集計	割合
1. 景観計画等に位置づけられた委員・アドバイザー	→問7ハ	59	88.1%
2. 当該地区に関連する計画策定・事業者選定等に携わった専門家	→問7ハ	2	3.0%
3. 1,2以外の地元の専門家	→問7ハ	4	6.0%
4. その他	→問7ハ	6	9.0%
回答数		67	—



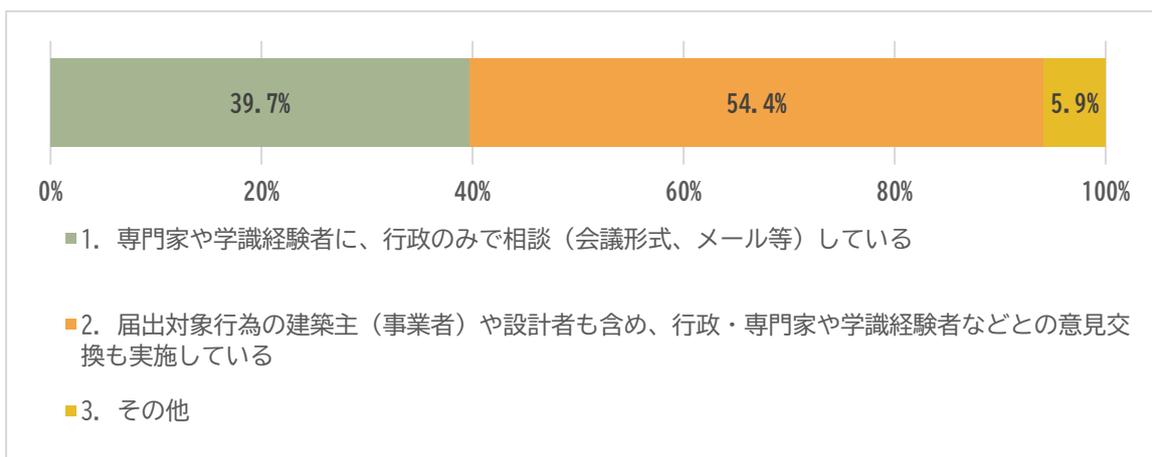
【その他の回答】

- 景観条例に基づく専門家による審査会
- 一般公募
- 景観条例に基づく景観評価員
- 本市景観計画に基づく景観審議会委員のほか、栃木県の景観審議会委員や地元大学と関わりがある都市計画及びランドスケープの専門家を選定している。
- まちづくり景観審議会条例に定められた委員（学識経験者及び専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、区長が委嘱する専門委員）
- 都市景観審議会（景観アドバイザー専門部会）の委員

問7 問4において「4」を回答した方
 専門家への相談の方法として当てはまるものはどれですか。
 【単数回答】

- 「2. 届出対象行為の建築主（事業者）や設計者も含め、行政・専門家や学識経験者などとの意見交換も実施している」が5割を超えている。

項目		集計	割合
1. 専門家や学識経験者に、行政のみで相談（会議形式、メール等）している	→問9ハ	27	39.7%
2. 届出対象行為の建築主（事業者）や設計者も含め、行政・専門家や学識経験者などとの意見交換も実施している	→問8ハ	37	54.4%
3. その他	→問8ハ	4	5.9%
回答数		68	100.0%



【その他の回答】

- 案件に応じて、1又は2の方法をとっている。
- 専門家や学識経験者に、行政のみで相談（審議会への諮問・意見交換）している
- 設計者や事業者も出席できる専門部会で案件について、諮問し答申を受ける
- 専門家や学識経験者に行政のみで相談することが多い。しかし依頼者から希望があった際は、届出対象行為の建築主（事業者）や、設計者も含め意見交換をしている。

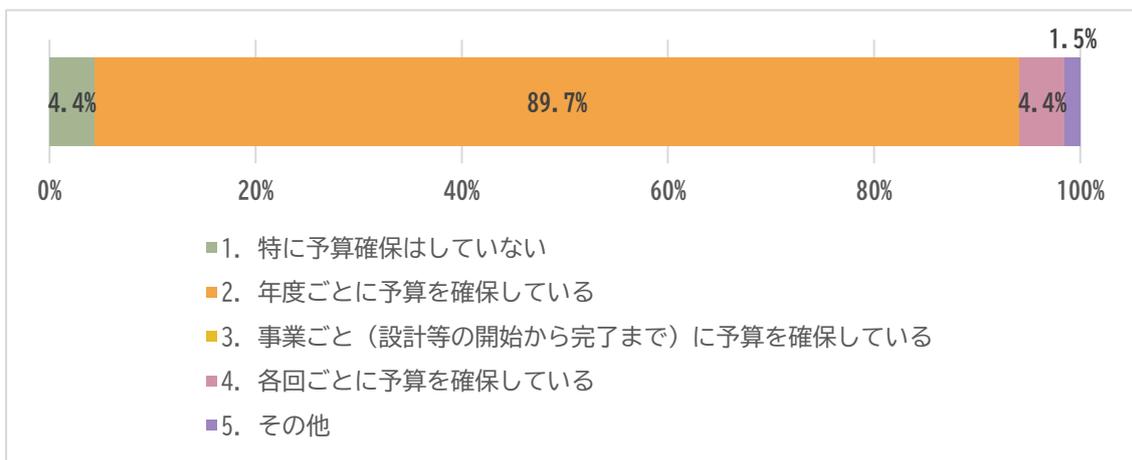
問8 問7において「2」～「3」を回答した方
届出対象行為の建築主（事業者）や設計者等と、意見交換する制度名（会議名称など）・運用方法の概要や工夫等をお教えてください。【記述式】

- 景観アドバイザー制度【17自治体】
- 景観調整会議
- 景観協議会
- 都市景観アドバイス会議
- 景観アドバイザー会議/景観審査会
- アドバイザー助言制度
- 事前調整会議
- 都市景観アドバイザー会議
- デザイン部会（景観審議会の下部組織）
- 景観評価員
- 景観アドバイス制度
- 綾瀬市景観審議会
- 景観形成協議会・景観配慮協議
- 景観アドバイザー部会
- クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会
- 景観づくり相談会
- ①景観審議会／②景観アドバイザー制度／③天王洲デザイン会議
- 景観まちづくりアドバイザー会議
- 街並み形成懇談会
- デザイン委員会
- まちづくり景観審議会景観専門部会
- 都市美アドバイザーチーム会議
- 都市景観・屋外広告物審議会、景観アドバイザー部会
- 景観デザイン協議

問9 問4において「4」を回答した方
 専門家に相談するための予算確保の状況として当てはまるものはどれですか。
 【単数回答】

- 「2. 年度ごとに予算を確保している」が9割近くを占めている。

項目		集計	割合
1. 特に予算確保はしていない	→問10へ	3	4.4%
2. 年度ごとに予算を確保している	→問10へ	61	89.7%
3. 事業ごと（設計等の開始から完了まで）に予算を確保している	→問10へ	0	0.0%
4. 各回ごとに予算を確保している	→問10へ	3	4.4%
5. その他	→問10へ	1	1.5%
回答数		68	100.0%



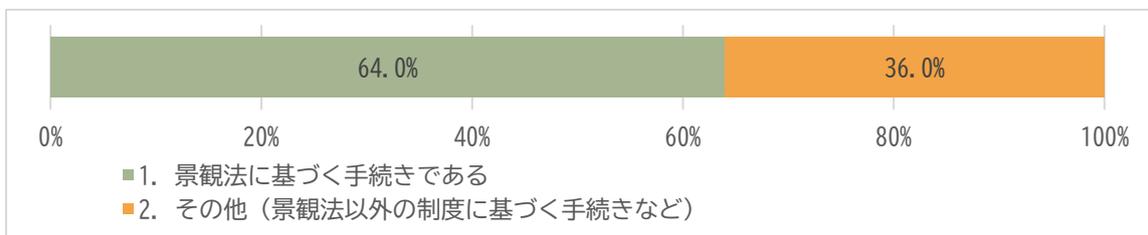
【その他の回答】

- 年度当初は審議会1回分の報酬額である59,000円の予算を計上し、追加で開催の必要が生じれば都度予算の充用を行っている。

問10 問4において「3」～「5」を回答した方
 選択した協議手法は景観法に基づくものですか。【単数回答】

- 「1. 景観法に基づく手続き」が6割を超えているが、それ以外の場合も4割弱見られる。

項目		集計	割合
1. 景観法に基づく手続きである	→問11へ	105	64.0%
2. その他（景観法以外の制度に基づく手続きなど）	→問11へ	59	36.0%
回答数		164	100.0%



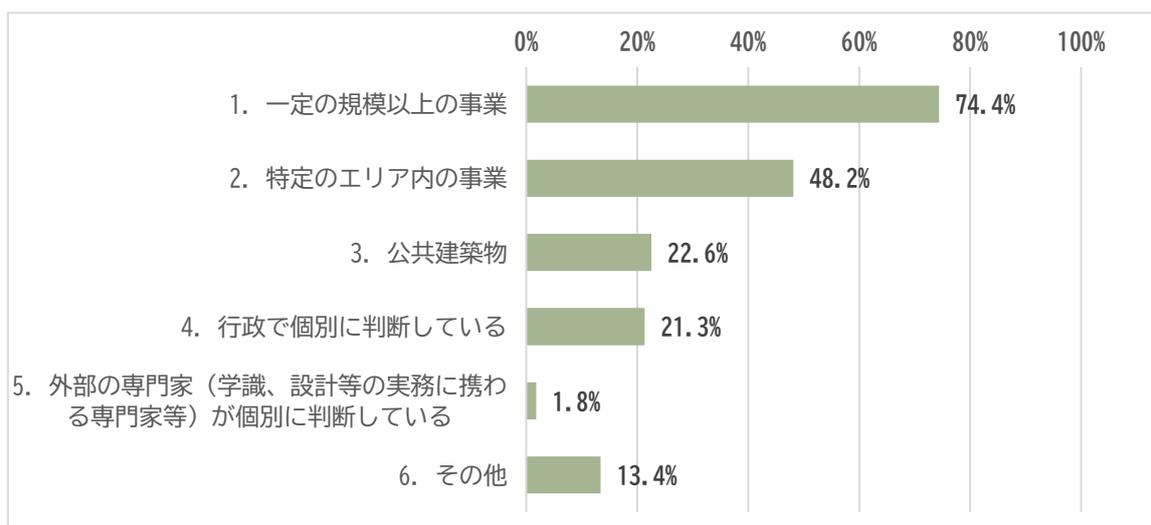
【その他の回答】

- ・ 協議・調整の制度を現在検討中
- ・ 当該自治体の条例に基づく制度【28自治体】
- ・ 茨木市景観条例に定める景観アドバイザーからの助言
- ・ 景観法に基づく届出対象行為について、市条例に事前協議を位置付けている。
- ・ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく手続き
- ・ 熊本市景観計画に基づく
- ・ 川崎市都市景観条例第11条の2及び第11条の3に基づく事前協議。
- ・ 長岡京市景観条例に基づく手続き
- ・ 景観法及び渋谷区景観条例に基づく手続き
- ・ 八尾市景観計画における久宝寺寺内町重点地区においては、久宝寺寺内町街なみ景観保全要綱を定めており、地域との意見交換を行うことを義務付けており、設計意図の確認をしている。
- ・ 千葉市まちづくりデザイン協議実施要綱／景観まちづくりアドバイザー要綱
- ・ 「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく協議
- ・ 届出行為者やその代理者と電話やメールを使用して設計意図の確認などの協議・調整を行っている。
- ・ デザイン部会（景観審議会の下部組織）
- ・ 景観委員会での申し合わせ事項で、事前相談の段階で正副委員長に相談している。
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区制度／鹿島市歴史的景観条例
- ・ 『関西文化学術研究都市（京都府域）における建築物等の整備要綱』に基づくもの
- ・ 景観形成協議会：鎌倉市都市景観条例、景観配慮協議：若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン
- ・ 地域の自主規定に基づく
- ・ 景観まちづくり審議会の事務処理要領の中で運用しており、法律などに基づいた協議ではない。
- ・ 任意協議会として設置
- ・ 大津市景観アドバイス制度要綱
- ・ 景観法などの法に基づく仕組みではなく、県独自の仕組みである。
- ・ ①景観条例に基づく手続き／②屋外広告物条例に基づく手続き
- ・ 都市計画（景観地区）
- ・ 公共事業については、平塚市景観条例第19条第1項、民間事業については、平塚市景観条例第20条第1項に基づくもの。
- ・ 景観条例に基づき位置づけられた景観重点整備地区について、景観整備方針や地区景観形成基準等の説明を行っている。
- ・ 県独自条例である「景観の形成等に関する条例」に基づく、「景観に及ぼす影響に関する協議」と「景観影響評価制度」

問11 問4において「3」～「5」を回答した方
 選択した協議手法を実施する際の条件として当てはまるものはどれですか。
 【複数回答可】

- 「1. 一定の規模以上の事業」が最も多く、次いで「2. 特定のエリア内の事業」が多くなっている。

項目		集計	割合
1. 一定の規模以上の事業	→問12へ	122	74.4%
2. 特定のエリア内の事業	→問12へ	79	48.2%
3. 公共建築物	→問12へ	37	22.6%
4. 行政で個別に判断している	→問12へ	35	21.3%
5. 外部の専門家（学識、設計等の実務に携わる 専門家等）が個別に判断している	→問12へ	3	1.8%
6. その他	→問12へ	22	13.4%
回答数		164	—



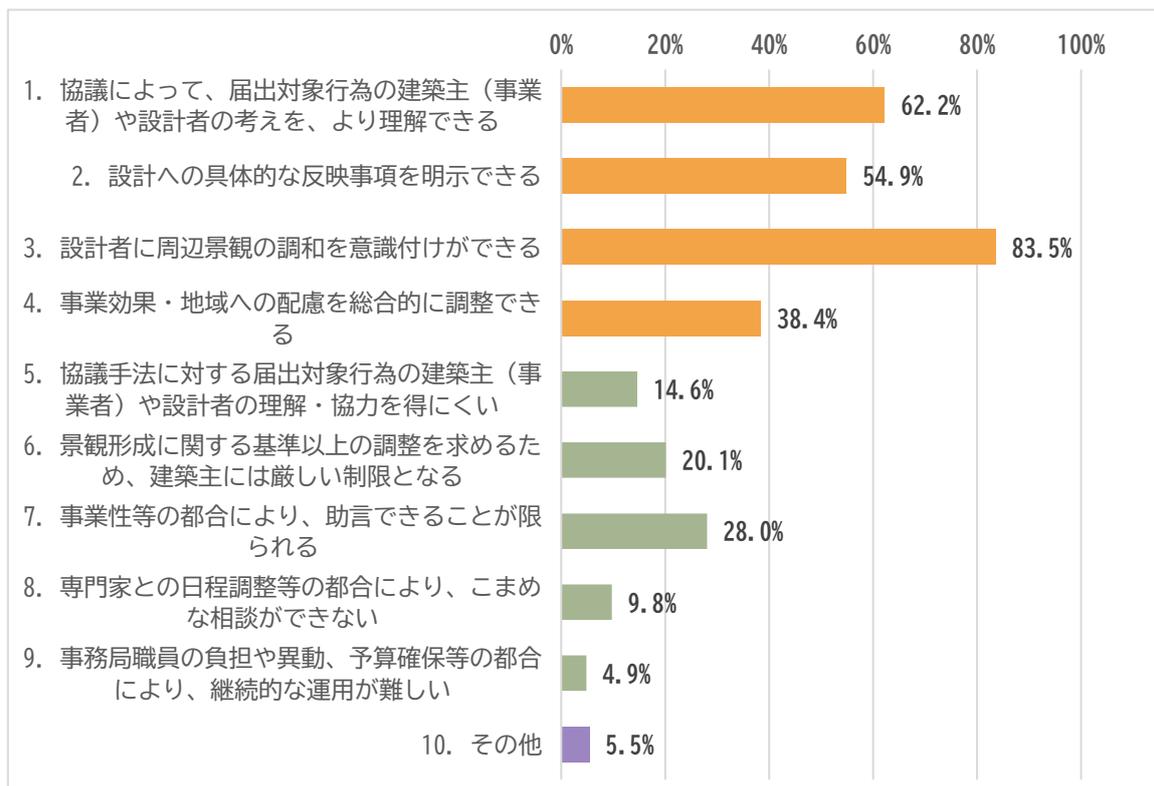
【その他の回答】

- 特に条件なし
- 特定の事業に対して行っておらず、景観協議地区内における全ての申出案件（一定の行為内容及び規模等の事業）に対して行っています。
- 良好な景観の形成及び広告物に関する重要事項の調査審議等を行う目的で設置された景観審議会に諮問等する案件について、予め景観的配慮事項等を調整する場合。／民間事業等で、当課の財政支援等を受ける場合。
- 全ての建築物、工作物、公共施設
- 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更／工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更／仮設の建築物の新得、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
- 条例の規定に該当する広告物の表示
- 届出を要する行為を行おうとする者は、当該行為について協議及び技術的助言を求めることができることとしている。
- 全ての届出対象行為について、事業者が景観形成に対する考えを確認するための「措置状況説明書」の提出を求めています。
- 協議・調整において特段条件の設定は無く、届出行為の案件ごとに適宜、協議・調整を行っている。
- 一般的な住宅建築にかかる開発行為以外のものを審議
- 景観法の届出対象行為全てで実施している。 ※『関西文化学術研究都市（京都府域）における建築物等の整備要綱』の手続き対象行為は、景観法の届出対象行為と同一のため
- 届出対象行為のものは全て協議をおこなっており、希望があれば、届出対象行為外の建築物等についても、相談会に 案件をあげ、アドバイスを貰うことを可能としている。
- 景観アドバイス制度利用希望者
- 景観形成基準に合致しない案件
- ①特定のエリア内（景観計画特別区域（いわゆる重点地区））の事業で特定の規模（景観形成基準で定める建築物の高さ50m以下とすることを超えて、但し書きを適用して届出を行おうとする事業／②一定の規模以上の屋外広告物の掲出
- 条件としては定めていないが、公共建築物や大規模事業の際は相談いただくよう周知をしている。
- 都市計画決定（変更）が必要な行為、建築基準法の例外許可が必要な行為、PFI及びPFI的手法に基づく事業
- 景観法、景観条例に基づく届出対象行為であるか判断する
- その他景観に大きな影響を与える行為
- 届出対象すべて

問12 問4において「3」～「5」を回答した方
 選択した協議手法の運用にあたって、良い点や課題として当てはまるものは
 どれですか。【複数回答可】

- 良い点については、「3. 設計者に周辺景観の調和を意識付けができる」が8割を超え、次いで「1. 協議によって、届出対象行為の建築主（事業者）や設計者の考えを、より理解できる」も6割を超えている。
- 悪い点についてはいずれも3割未満となるが、「7. 事業性等の都合により、助言できることが限られる」が最も多く、次いで「6. 景観形成に関する基準以上の調整を求めるため、建築主には厳しい制限となる」が多くなっている。

項目		集計	割合
1. 協議によって、届出対象行為の建築主（事業者）や設計者の考えを、より理解できる	→問13へ	102	62.2%
2. 設計への具体的な反映事項を明示できる	→問13へ	90	54.9%
3. 設計者に周辺景観の調和を意識付けができる	→問13へ	137	83.5%
4. 事業効果・地域への配慮を総合的に調整できる	→問13へ	63	38.4%
5. 協議手法に対する届出対象行為の建築主（事業者）や設計者の理解・協力を得にくい	→問13へ	24	14.6%
6. 景観形成に関する基準以上の調整を求めるため、建築主には厳しい制限となる	→問13へ	33	20.1%
7. 事業性等の都合により、助言できることが限られる	→問13へ	46	28.0%
8. 専門家との日程調整等の都合により、こまめな相談ができない	→問13へ	16	9.8%
9. 事務局職員の負担や異動、予算確保等の都合により、継続的な運用が難しい	→問13へ	8	4.9%
10. その他	→問13へ	9	5.5%
回答数		164	—



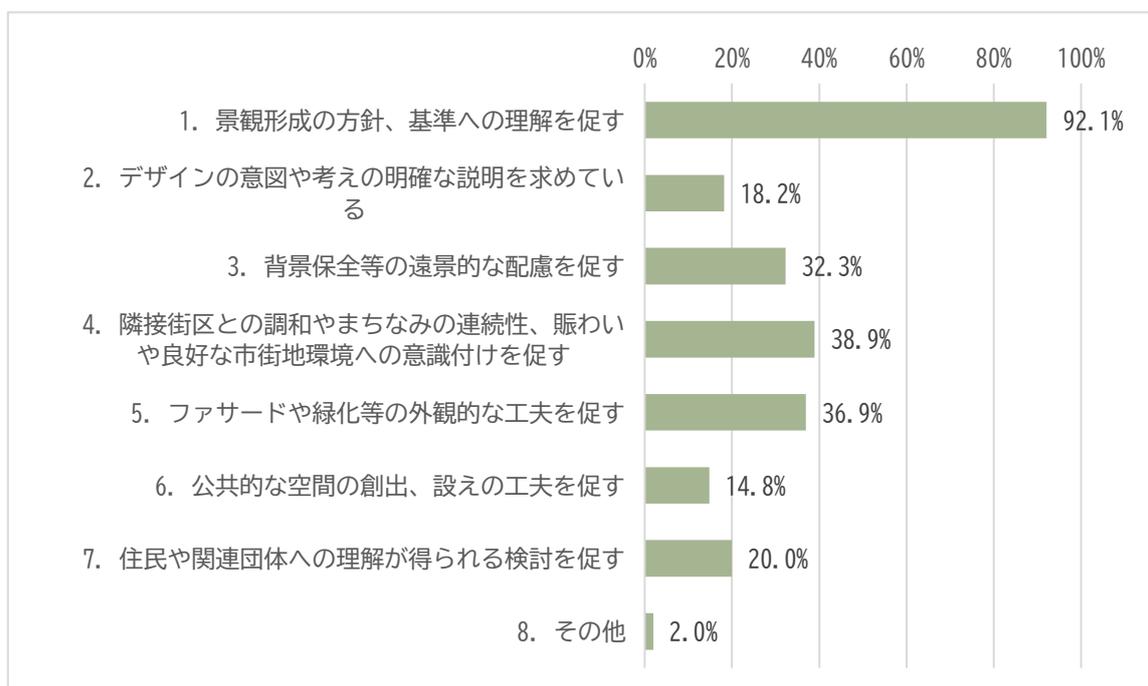
【その他の回答】

- 景観についての事前協議や窓口相談段階では建築物自体の規模が固まっており、壁面後退や敷地内緑化などの建築物の建築面積の変更を伴う変更が困難となることが多い
- 景観指導では、建築物等の建築計画等について指導するのではなく、ある程度出来上がった計画に対して圧迫感の軽減や周辺の調和をどう促すかにあるが、その基本的な考え方を設計者に理解してもらうのに時間を要する。／建築確認手続きと連動していないことから、申請の相談手続きを進めていて変更が難しいと修正指導等を受けて貰えないことが多い。
- 書類が提出された段階で既に事業計画が固まっている場合が多く、景観誘導が十分に図れないことがある。／専門の見地から具体的な意見を明示できる。／手続きの法令上の定めがない。
- 事前協議は条例事項ではなく、各市町が必要に応じて設けるものであるため、個別の案件に対し柔軟に対応できる一方、各市町で要否の判断が分かれる。
- 設計者に伝えた専門家からのアドバイスが建築主に伝わらない場合が散見される
- 広域的な景観の観点から今後検討するため現時点では特になし
- 事業者や設計者によって景観形成基準に対する理解に差があり、基準に沿って計画してくれるケースとそうでないケースがある。協議時には変更ができないケースがある。
- 良い点：あらかじめ審議会に意見を聴いたうえで、専門家を交えた協議を行うことで、デザイン基準などへの適合に関して具体的に協議を行うことができる。／悪い点：これまでに協議実績がないため該当なし。／悪い点：協議における基準が明確でないため助言できることが限られる。
- 協議の実績がない、もしくは、少ないため、回答が困難。（3自治体）

問13 問4において「2」～「5」を回答した方
 現在の景観協議において、届出対象行為の建築主（事業者）や設計者への指導・助言
 に関して意識していることとして当てはまるものはどれですか。
 【複数回答可】

- 「2. デザインの意図や考えの明確な説明を求めている」が9割を超えて最も多く、次いで「4. 隣接街区との調和やまちなみの連続性、賑わいや良好な市街地環境への意識付けを促す」「5. ファサードや緑化等の外観的な工夫を促す」が多くなっている。

項目	集計	割合
1. 景観形成の方針、基準への理解を促す	→問14へ 374	92.1%
2. デザインの意図や考えの明確な説明を求めている	→問14へ 74	18.2%
3. 背景保全等の遠景的な配慮を促す	→問14へ 131	32.3%
4. 隣接街区との調和やまちなみの連続性、賑わいや良好な市街地環境への意識付けを促す	→問14へ 158	38.9%
5. ファサードや緑化等の外観的な工夫を促す	→問14へ 150	36.9%
6. 公共的な空間の創出、設えの工夫を促す	→問14へ 60	14.8%
7. 住民や関連団体への理解が得られる検討を促す	→問14へ 81	20.0%
8. その他	→問14へ 8	2.0%
回答数	406	—



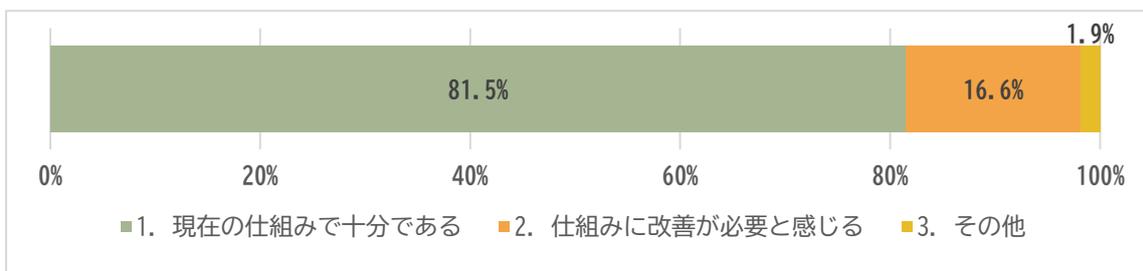
【その他の回答】

- 届出対象行為に係る事業者・設計者との協議の仕組みはありませんが、事前相談を受付けており、その際に、景観形成の基準への配慮について説明を行っている。
- 県条例を運用している各市町により異なる。
- 本市では市全域が景観計画区域となり、旧市街地を中心として重点的なエリアを景観形成区域として指定している。景観形成区域では、建築行為等すべての行為が届出行為となることから、大小様々な規模の建物の相談がある。景観上大きな影響がある事業などは、景観審議会での審議を必要として運用している。よって、住宅等においては1,3,5について、景観審議会に諮るような建物については、すべての項目について意識している。
- 景観計画に定める色彩基準への適合を促す。
- ①これまでに協議実績がないため該当なし／②周辺景観への調和を促す
- 協議の実績がない、もしくは、少ないため、回答が困難。（4自治体）

問14 問2において「2」～「4」を回答した方
 現在、貴市町村で運用している景観に関する協議の仕組みに対するお考えとして
 もっとも当てはまるものはどれですか。【単数回答】

- 「1. 現在の仕組みで十分である」と感じている自治体が8割を超えているが、「2. 仕組みに改善が必要と感じる」に該当する自治体も2割弱見られる。

項目		集計	割合
1. 現在の仕組みで十分である	→問16へ	344	81.5%
2. 仕組みに改善が必要と感じる	→問15へ	70	16.6%
3. その他	→問15へ	8	1.9%
回答数		422	100.0%



【その他の回答】

- 協議の仕組みについて現在計画中
- 制度自体において、大きな課題は感じていない。本市の制度では、一定規模以上の建築物等について行為着手の3か月前に専門家の意見を聴取する制度を設けているが、公共施設のような1年以上前から予算確保及び基本設計を行っている案件に対する指導助言のタイミングを今後は整理していく必要があると考える。
- 景観計画を策定中
- 特に優先的、計画的に景観を守りたい地域については重点地区を策定し、強制力を強くしていく仕組みづくりが必要。
- 回答1、2、のどちらかを明確に選べないため
- 景観形成に係る課題が明確でないため、現状の景観協議の仕組みの評価ができない。
- 課題について問15に具体的に記載（1自治体）
- 協議の実績がない、もしくは、少ないため、回答が困難。（1自治体）

問15 問14において「2」「3」を回答した方

問14の回答（現在、貴市町村の仕組みについて改善等が必要）に関する概要を教えてください。【記述式】

- 事業者の景観への意識や理解を得られず、強制力がない中で、景観誘導が難しくなっている。また、組織として人員が不足しており、細やかな対応が困難である。
- 建築物を計画する際には建物の形や規模が確定する前に景観面で問題が無いか事前調整できるような仕組みが必要
- 事前協議の導入／定性的な基準への対応
- 実際に事前協議を行う者は設計者がほとんどのため、景観配慮について一定の理解は得ることができるが、建築主（事業者）の理解・協力まで得ることが難しい。
- 民間施設での実施も検討しているが、明確な判断基準が定まっていないため、現在は公共施設のみの実施となっている。
- 景観法に基づく届出や景観条例に基づく事前協議において、届出等を提出するタイミングは建築物の配置や形態意匠がほぼ確定しているため、届出等後の調整が困難である。よって、手続き時期についての改善が必要であると感じている。／一部地区計画にかかる地域において、景観法の届出が除外されてしまうことにより、制限が緩くなってしまうことが課題。
- 対面での協議を行っているが、委員や事業主の利便性の向上のためリモートを活用した会議の運営も検討が必要かと思う。
- 書類が提出された段階で既に事業計画が固まっている場合が多く、景観誘導が十分に図れないことがある。また、手続きの法令上の定めがない。（改善のため、景観計画の改定と条例改正により事前協議制度を規定。令和8年4月1日より施行予定）
- 重要景観形成地区以外の景観計画区域内で発生する軽微な変更（適用除外）の条件追加
- 問11で示した「措置状況説明書」については、景観形成に対する考え方を業者に記述させる方式であるが、結局のところ景観計画の文言をそのまま引用しただけの記述が散見されており、チェックシートで景観計画に適合していることを確認するのみで足りるのではないかと。また、チェックシート式に変更するとともに記述は任意とし、景観形成に力を入れていただいた業者に対しては景観表彰等を行うことの方が、より業者が良好な景観形成を意識するのではないかと。
- 公共施設や一定規模以上の建物について、アドバイザー協議をしているが、資料の調達や指導時の相互の調整役となっているため、設計者や事業者含め三者で協議できる仕組みを大規模建築の物件は取り入れたほうが良いと思われる。
- 景観形成基準について、定性的な基準を満たしていないと考えられる場合、明確な根拠を示すことが難しく説得力に欠ける点。
- 近年、社会情勢等の変化から工業・産業系などの大規模建築物の土地利用が増加している。当該大規模建築物は景観における周囲への影響が大きいと考えられることから、一定の大規模建築物については、事前の協議制度などの仕組みを設ける必要があると考える。
- 民間の建築物に対しても専門家によるアドバイスができる仕組みがあれば良いと考える。
- 景観アドバイザー制度の導入を検討中
- 景観法および景観条例に基づき、届出および事前協議書の提出を義務付けていますが、これらが未提出のまま施工が行われている事例があります。
- 現行の建物の外壁、屋根の色の数値基準が厳しいという意見をいただいている。
- 市民や事業者、設計者が景観形成基準について十分に理解できるよう手引き等を改善する必要性を感じている

- 規制内容で具体的な数値を示しているものが色彩(マンセル値)のみであるため、屋根の勾配や外壁の形状など、より具体的な内容が必要と考える。
- 景観評価員との協議を含め、事前相談が義務ではなく、任意であるため、事業者が応じない可能性がある。また、協議内容は義務でなく、「お願い」であるため、応じてもらえないことがある。
- 全ての市町村が景観行政団体へ移行し、自治体ごとに景観計画を作成する必要がある。
- 一定の景観に対する配慮がされている事業に対する評価手法（景観に配慮した事業にしたくなるようなメリット等）
- 協議に強制力がないため、協議期間が十分でない場合が多い
- ガイドラインでは、具体的な基準がなく、形態意匠について事業者と意見が分かれることが多々ある。また、ガイドラインという制度上法的根拠がなく、事業者の理解を得られないこともあるため、根拠の明確化も必要であると感じる。また、景観配慮協議時には、既に建物のボリューム・配置などは確定しており、外装材・色などについてしか協議の余地がない。
- 定性的基準は人により感じ方も異なり指導が難しく、色彩の定量的基準に依存している／協議資料となる着色立面図を作成する段階では配置・規模等、設計がほぼ固まっており、定量的基準以外で手戻りとなるような定性的指導助言はしづらい
- 景観計画を策定中
- 太陽光発電施設に関する基準がないため、今後計画を見直したい
- 定量的な内容の判断となりがちで、定性的な内容までは一担当者としては踏み込みづらい
- 景観法に基づく30日前の届出では変更ができない場合があるため事前協議制度の運用を検討している。
- 自主的な届け出に頼っているため、景観誘導が十分でない
- 平成18年の最低から約20年を経過し、時代変化にあった見直しが必要と考えている。本町の基本方針を変える意思はありません。
- 公共施設計画等は庁内の横の連携が必須と考えるが、横断的な取り組みが現在少ないため。
- 専門家の意見を取り入れた方が良いか検討中
- 景観計画が今から15年前に策定されたものなので、景観形成や環境保全なども含めた現在の状況に合わせて改訂が必要な部分があると感じる。それができれば、具体的な指導や助言も行いやすくなる
- 景観形成基準を法や近年の事例により見直しが必要と考えています
- 専門家を交えた仕組みづくり
- 届出内容と完了時の相違について、周辺住民の通報をきっかけに発覚することがある為、使用材料の確認（中間検査）や完了検査の実施を検討する必要がある。
- 条例等で協議期間に定めがないため、計画変更が難しく配慮事項まで反映された計画とならない場合がある。
- 事業者による地域住民への周知を促す仕組みについて検討が必要と感じている。
- 届出前の事前協議が必要と感じている。
- 景観形成区域からの人口流出と空家解体による町なかの空洞化
- 市町村間含め広域的な調整の仕組みづくり
- 当市では景観計画にて設置面積が1,000㎡を超える再生可能エネルギー施設の届出を求めているが、島嶼部にて無許可の太陽光発電が乱立していると思われ、豊かな島嶼部の景観を阻害している状況であるが、当市は令和5年11月に「今治市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和7年5月には愛媛県で初めて「脱炭素先行地域」に選定されるなど、再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでおり、「地球環境への貢献」と「地域景観の保全」との両立に、非常に苦慮しているところです。

- 景観計画区域の見直し
- 届け出対象規模に至らないものに対しての規制遵守については、お願いレベルと
なってしまうため、各区域における調和が困難である。
- 景観重点地区として指定を行うときは、景観審議会や該当地区の市民の意見を聞き
ながら良好な景観を形成できるよう進めている。
- 行政職員の知識では、難しい届出案件について、迅速に専門家に相談・意見をもら
える仕組みが必要
- 届出対象規模に満たない太陽光発電設備の小規模な設置が多数発生しており、これ
により、事実上の乱開発が懸念されています。したがって、現行の届出対象規模に
ついて再検討が必要ですが、仮に規模を拡大したとしても、規制の網をかくぐる
新たな小規模設置の増加を招き、実効性のある対策につながるかは疑問が残ります。
- 事前協議制度を設ける必要があると考える。
- 届け出対象行為に太陽光発電に対する記述がないため、規模や制限の内容について
改善する必要があると感じている
- 景観や都市デザインに影響を大きく及ぼす開発に対し、専門家との対話を行いなが
らデザイン調整する仕組み
- 現状は議題としては上がっていない
- 届出が出てきていないものに対する促しや、届出の遅れ、指導に従わない事業所に
対する対応に苦慮している。
- 公共施設（県・庁内等）整備のための景観形成基準に基づいた事前相談の定着化が
課題である。
- 専門的知識の不足
- 宇部市の景観計画では対応できるものに限界があるため
- 行為の制限は理解いただいているが、景観計画の方針に基づき設計されているか分
からない。
- 基準が明確でないため助言できることが限られており、より具体的な協議を行うた
めには、基準の明確化などが必要。
- 「窓口での基準の適合確認」以外の運用の方法、体制が確立していないため、その
必要性、仕組みの検討を行う。
- 本市では、事前協議については工事着手等の60日前までに提出、届出については
工事着手等の30日前までに提出としております（変更がある場合も同様）がその
期間が早く業者によって届出の提出の遅れが生じているため、届出の期間に改善が
必要だと感じている。
- 景観アドバイザー制度の創設等
- 任意の協議制度であり強制力がなかったため、令和7年度中に鳥取市景観形成条例
を改正し、一定規模以上の建築行為等については事前協議を義務付ける予定。
- 条例や規則に禁止事項の定めがなく、どのような場合でも条例・規則・景観計画な
どに適合すれば規制ができないため。
- 事前協議及び届出の際に基準を満たしていない場合は指摘をしているが、それに対
する回答は強制しておらず、計画を変更しない事業者も多い。／市景観計画は平成
31年2月を最後に改訂していないため、市内景観の実状にやや即していない部分
もある。
- 担当者だけでは判断や助言が難しい件について、相談できる場があるといいと考
えている。
- 人員不足
- あくまでアドバイスであるため、協議しているだけになってしまっている。色彩に
ついては、事業者の意向で決めているため変更してもらえない。すでに案が固まっ
ているところで協議をしているので、計画自体を変更することは厳しい時期。もう
少し事前に事例などを見せられると良いと感じている。より良いものをアドバイス
していただいているが、伝わらない。

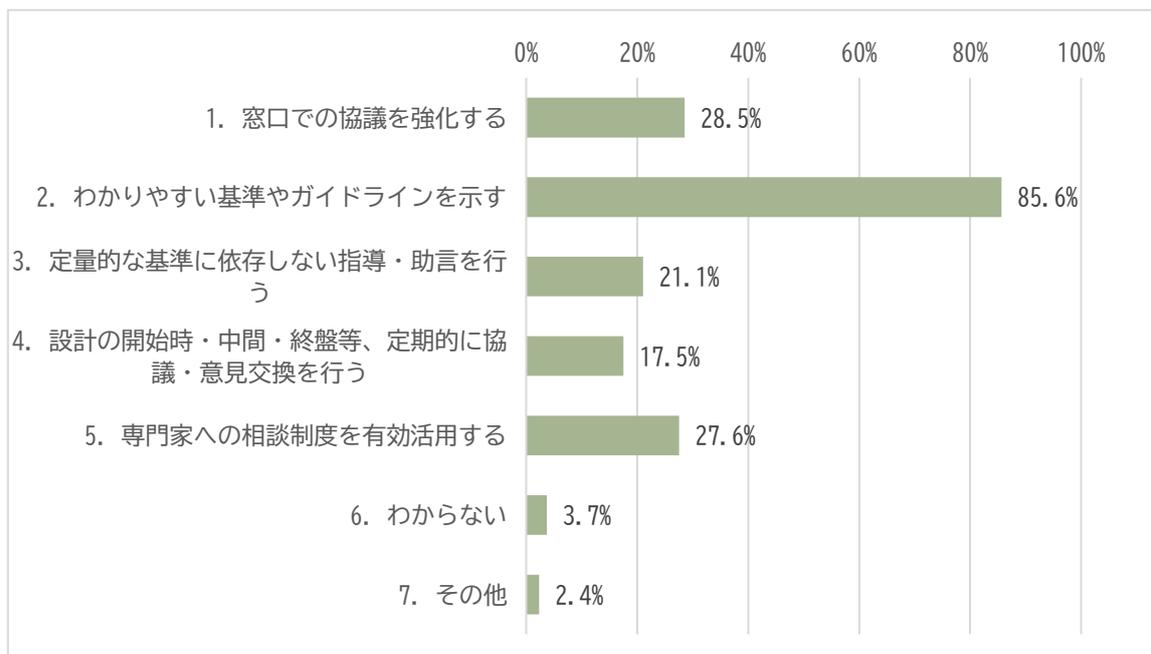
- 協議方法について：現在窓口又はメール、電話での事前協議を行っている。メールや電話でのやり取りだと齟齬が生じやすい。オンライン上でのやりとりをする等の改善の余地があると考える。
- 事前協議及び届出の際に計画に即していない点は指摘しているが、強制力がないため計画を変更しない事業者もあり、手続きが形骸化しているケースもある。
- 現状では届出提出時の景観形成基準の形式的な確認程度しか実施していないため、実効性のある景観誘導はできていない。また、担当者も専門的な知識を有しているわけではないので、専門性の向上が課題だと感じている。
- 景観形成基準の見直し
- 景観形成に係る課題が明確でないため、現状の景観協議の仕組みの評価ができない。
- 地域の特性を踏まえたきめ細やかな景観誘導を図るためには、届出対象行為については基礎自治体が景観誘導に取り組むべきであると考え、景観行政団体へ移行していない区市町村に対し移行してもらうよう働きかけをしていくことが必要と考えている。
- 景観計画が施行されて長い期間が経っており改善等が必要であると感じるため
- 事前協議については推奨としているため、事前協議が出来ないことがある。また、専門的な視点での協議ができていない。
- 景観デザイン協議の対象行為の設定（建物の高さだけでなく、建築面積等での基準設定の要否など）
- 景観計画に抽象的な表現の部分をもう少し具体的に記載するなどの改善が必要
- きめ細やかな景観形成誘導のために重点地区や眺望点、制限事項以外の、配慮事項について、より具体的に説明ができるよう計画を整理する。

問16 良好な景観形成のために行政ができると思うことはどれですか。

【複数回答可】

- 「2. わかりやすい基準やガイドラインを示す」が8割を超えて最も多く、次いで「1. 窓口での協議を強化する」「5. 専門家への相談制度を有効活用する」が多くなっている。

項目	集計	割合
1. 窓口での協議を強化する	→問17ハ 145	28.5%
2. わかりやすい基準やガイドラインを示す	→問17ハ 435	85.6%
3. 定量的な基準に依存しない指導・助言を行う	→問17ハ 107	21.1%
4. 設計の開始時・中間・終盤等、定期的に協議・意見交換を行う	→問17ハ 89	17.5%
5. 専門家への相談制度を有効活用する	→問17ハ 140	27.6%
6. わからない	→問17ハ 19	3.7%
7. その他	→問17ハ 12	2.4%
回答数	508	—



【その他の回答】

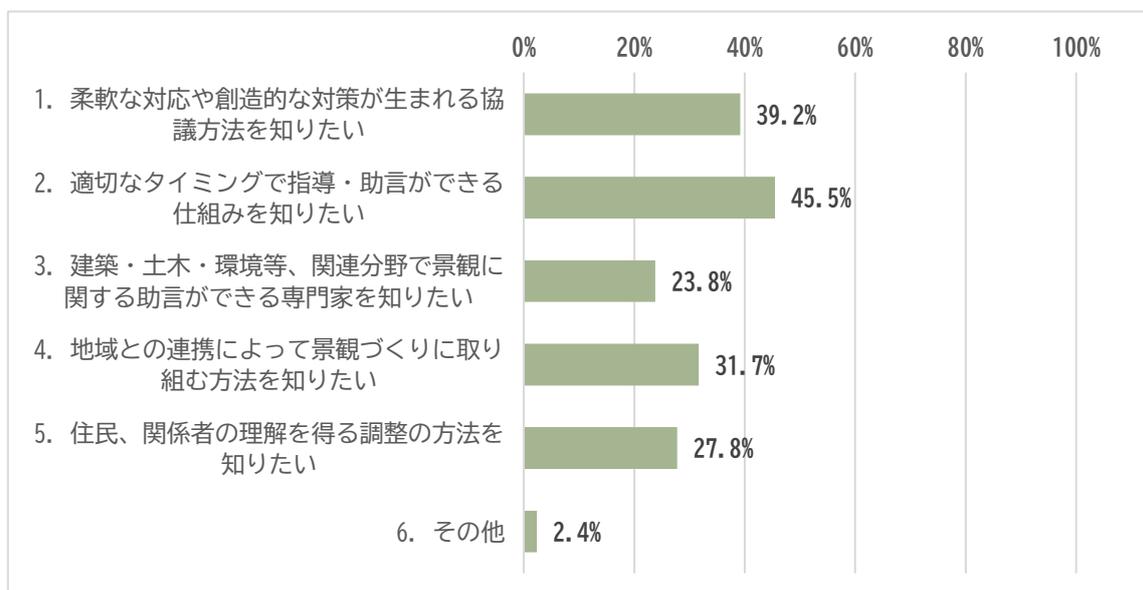
- 市民や事業者の取組支援、景観形成に係る多様な情報発信、公共事業を通じた景観形成先導的役割。／小中学校への出前授業や市民参加型のイベントの実施。
- 時間をかけて丁寧な協議を重ねることができれば良いと思う。
- 3のような指導・助言ができる職員の採用や育成。
- 市報やホームページでの周知の強化及び啓発活動を行う。
- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定などを通じた、市民の景観意識向上に向けた取組の実施。
- 受け身のチェック体制だけでなく、産学官民で連携して景観づくりに取り組めるよう、市民や関係人口向けの景観セミナーなどを行い、意識改革にも目を向けるべき。
- 建築・開発行為に対する制限や規制ができると思う。
- 市民・事業者に対し、景観形成に対する理解を向上させ、啓発するためにワークショップを開催する
- 県民への継続的な理解醸成の場の設定や教育等
- 当市の担当者は一人で、他業務も受け持っていることから、届出があるものの審査しかできていない。
- 国から禁止事項などを明確に通達してもらう。
- 補助金

問17 より効果的な景観協議の仕組みづくりのために知りたいことはどれですか。

【複数回答可】

- 「2. 適切なタイミングで指導・助言ができる仕組みを知りたい」が4割を超えて最も多く、次いで「1. 柔軟な対応や創造的な対策が生まれる協議方法を知りたい」「4. 地域との連携によって景観づくりに取り組む方法を知りたい」が多くなっている。

項目		集計	割合
1. 柔軟な対応や創造的な対策が生まれる協議方法を知りたい	→問18へ	199	39.2%
2. 適切なタイミングで指導・助言ができる仕組みを知りたい	→問18へ	231	45.5%
3. 建築・土木・環境等、関連分野で景観に関する助言ができる専門家を知りたい	→問18へ	121	23.8%
4. 地域との連携によって景観づくりに取り組む方法を知りたい	→問18へ	161	31.7%
5. 住民、関係者の理解を得る調整の方法を知りたい	→問18へ	141	27.8%
6. その他	→問18へ	12	2.4%
回答数		508	—



【その他の回答】

- 有効な協議にするために、計画・設計においてどのタイミングで協議をすると、どんな変更が可能になるのか、を知りたい。
- 景観に関する協議については、現在の運用で十分と思われる。
- 公共施設の事業に対する協議体制：協議の時期：協議結果を計画へ反映できない予算上の課題等
- 定量化された基準値以外の努力義務の運用
- 事前協議において、事業者・市・専門家が建築物等の色彩・形態意匠等についての内容を正確に伝える仕組みづくり
- 他自治体の良い指導例や仕組みを知りたい
- 景観整備の先進地の取組事例
- 景観計画策定のメリット
- わかりやすい

問18 当協議会が、良好な景観づくりに取り組む行政に対してより良い支援を行う上で、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

【記述式】

- 貴協議会をよく存じ上げませんが、今回回答で得られた情報について、整理いただいて事例集やQA集を作成いただければ幸いです。
- デザインレビュー導入した自治体の運営方法や規則などの具体的な事例を確認したい。
- 先進事例などの情報提供
- 今後の参考に、アンケート集計結果を共有いただきたい。
- 今後とも景観行政に対する支援をよろしくお願いいたします。
- 景観保全や、普及啓発の担い手を見つける方法や育てる方法、今ある取組みを継続していく方法などのノウハウがあれば、共有いただきたいです。
- 重要事項説明のタイミングで、不動産の方が建築主に対してしっかりと景観法に関する内容を説明できるような仕組みづくりを考えてもらいたい。
- 良好な景観づくりを取組むうえで他市の取組み事例などがあると非常に参考となることから、当該アンケート等など参考となる事例情報の共有を目的とした発信をして頂きたい。
- 上記以外の取組として、鳥取県景観形成条例に基づく公共事業景観形成指針を定め、県が行う公共事業については専門家等へ意見を聴取して整備に活かす景観評価を行っています。また、国の機関及び他の公共団体に対しては、本指針に配慮するよう要請しています。
- すでに景観審議会などの協議の制度を設けている行政が多い中、その制度とは別に外部の協議の仕組みを取り入れることは困難である。よって、その行政の協議制度のサポートであれば当該制度を依頼しやすくなると思う。
- 景観の基準の中にある〇〇に配慮するや〇〇を低減するなど定量的でない努力義務の運用をどのように運用できるか（担当者の裁量には限界がある）
- 太陽電池発電設備に対する景観条例などによる規制方法（財産権に対抗するための制度の組み立て方法）
- 市民や事業者に対して、景観づくりがより身近なものとなるよう理解を促し啓発していく。
- 観光等ソフト分野・施策との連携強化
- 行政職員の知識では、難しい届出案件に対して、年間を通して、迅速に相談・意見をもらえる専門家窓口（有料可）を開設していただきたい。
- レビュー制度を立ち上げ後、運用していくための補助制度があると継続性が担保しやすいです。
- 擁壁をもたらす地域景観に及ぼす影響は大きいものの、建設コストを抑制するため、擁壁等の使用素材や築造面において景観的な配慮を求めることは大変困難であると感じています。あるべき方向を具体的に明示し、最低限の共通基準等を検討していくうえで、効果的な誘導方策の事例などを協議会から、より一層発信していただけたらと思います。
- 具体的には、メガソーラーなどの規制がなく、また、国が推進するエネルギーの転換政策により、太陽光パネルそのものが景観を損なうものとして取り扱いにくいいため、いたるところに設置されるおそれがある。また、景観については定量的な基準を設けにくく、感覚的なものによるところが大きいので、判断が難しい。
- 本区の景観計画を踏まえた事例集を作成していただけると良い。区内の良い建築物や景観をまとめたもの。指導や協議がしやすくなる。

- 景観は個人の景観づくりに対する意識の連担で形成されるもので、個人の思想を尊重しつつ、意識づけや周囲に対する心配りを醸成させなければよい景観は生まれないと捉えています。面倒でも施主、設計者と対話しながら景観対するの意識づけが重要です。特に設計者ですが、設計方針等で画一的な考えになりやすい傾向があるので、との土地の特性やまちづくりの経過等までを踏まえた設計が求められると思います。
- 別紙参照